

# 麻薬を取扱う方へ

法令を守り、適切に管理しましょう！



麻薬小売業者  
免許は持って  
いますか？

受け払いは、  
管理帳簿に記  
録しましょう

麻薬は専用の  
金庫に保管  
しましょう

麻薬廃棄は、  
県の麻薬担当  
職員の立会い  
が必要です！

薬局間の譲  
渡・譲受には  
事前の許可が  
必要です！

免許証の記載  
事項変更や、  
業務廃止の  
手続きは  
窓口で！

紛失・盗難などの事故がおきたら、すぐに窓口に連絡を！

詳しくは

## 「薬局における麻薬管理マニュアル」

(厚生労働省医薬食品局監視指導麻薬対策課作成)

宮城県保健福祉部薬務課のホームページに掲載しております。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/mayaku-top.html>)

事業所住所を管轄する窓口へご連絡ください！！

### 【窓口のご案内】

保健福祉部薬務課監視麻薬班	TEL 022-211-2653
仙南保健所獣疫薬事班	TEL 0224-53-3119
塩釜保健所食品薬事班	TEL 022-363-5505
塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	TEL 0223-22-6294
塩釜保健所黒川支所食品薬事班	TEL 022-358-1111
大崎保健所獣疫薬事班	TEL 0229-87-8001
大崎保健所栗原支所食品薬事班	TEL 0228-22-2115
石巻保健所獣疫薬事班	TEL 0225-95-1475
石巻保健所登米支所食品薬事班	TEL 0220-22-6120
気仙沼保健所食品薬事班	TEL 0226-22-6615





# 麻薬の取扱い Q&A



## Q 1 麻薬を調剤したら記録が必要なの？

A 1 麻薬の受け払いは**麻薬管理帳簿に必ず記録しましょう**。麻薬を購入した時や廃棄した時も、その都度帳簿に記録してください。

## Q 2 薬局を移転（又は開設者を変更）しますが・・・

A 2 移転（又は開設者を変更）する約1ヶ月前までに管轄の窓口へご相談ください。現在の施設の廃止手続きと、新しい施設の新規申請手続きが必要になります。

## Q 3 古くなった麻薬を処分したい。

A 3 事前に「麻薬廃棄届」を管轄の窓口へ提出してください。廃棄する時は県の麻薬担当職員が立ち会いますので、その指示に従ってください。

## Q 4 麻薬はどこに保管すればいいの？

A 4 薬局内（自宅は不可）の鍵のかかる麻薬専用の堅固な設備に保管してください。ロッカーや机の引き出しではなく、固定式または重量式の簡単に持ち運びできない金庫を使用してください。

## Q 5 他の薬局と麻薬の貸し借りしてもいいですか？

A 5 事前に、同一県内の薬局が共同で東北厚生局長より「麻薬小売業者間譲渡許可」を受ければ、その薬局間で麻薬の譲渡・譲受を行うことができます。